

令和3年小田原市議会12月定例会追加議案

(条例議案及び条例議案説明資料 議案第100号)

令和3年12月16日提出

目 次

○ 条例議案

議案第 100 号	小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する 条例	1
-----------	-----------------------------------	---

○ 条例議案説明資料

議案第 100 号	小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する 条例	3
-----------	-----------------------------------	---

案 議 例 條

議案第100号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和41年小田原市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2産科医療補償制度負担金の項中「16,000」を「12,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2産科医療補償制度負担金の項の規定は、この条例の施行の日以後に支払理由の生じた産科医療補償制度負担金について適用する。

令和3年12月16日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

産科医療補償制度の見直しが行われ、分べん機関が支払う補償制度の掛金が引き下げられるに伴い、市立病院における出産に係る妊産婦の負担金をこれに合わせて引き下げるため提案するものであります。

條例議案說明資料

議案第100号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

産科医療補償制度の見直しが行われ、分べん機関が支払う補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、市立病院における出産に係る妊産婦の負担金をこれに合わせて引き下げるため改正する。

[内 容]

産科医療補償制度負担金の額を次のように引き下げることとする。(別表第2関係)

改 正 後		改 正 前	
1件につき	1万2,000円	1件につき	1万6,000円

[適 用]

令和4年1月1日以後の出産に係る産科医療補償制度負担金について適用